

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成20年 7月17日
国立大学法人鹿児島大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を下記のとおり公表する。

記

1. 平成19年度の経緯

本学は、環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結するよう、学内で通知文書を関係部署に送付し周知する等の取組を行った。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、本学桜ヶ丘地区において以下のとおりESCO事業の契約を締結した。平成20年4月より運用を開始している。

契約期間	平成19年10月12日～平成30年3月31日
契約方式	シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型）
エネルギー削減率	8.4%
CO2削減率	14.4%
CO2削減量	2,730t-CO2

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するため、環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会に物品購入契約及び工事契約の各部局担当者等が積極的に参加し、環境配慮契約法の趣旨を理解するよう努めた。

自動車の購入に係る契約については、平成20年度から総合評価落札方式を実施するよう関係部署に対して周知した。

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については、環境配慮型プロポーザル方式を推進することとした。